

## バイク・軽自動車などの廃車・名義変更の手続きをお忘れなく！

税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在に軽自動車などを所有している方に課税されます。  
対象となるのは、原動機付自転車、農耕用作業車（乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機、農耕作業用トレーラなど）、小型特殊作業車、軽自動車および二輪の小型自動車で、公道を走行しなくても課税されます。  
「廃棄した」「譲った・譲られた」「購入した」など変更があった場合は、必要な手続きを行ってください。

**注意！！**

4月2日以降に廃車・名義変更の手続きをした場合は、令和3年度の軽自動車税種別割は前所有者に課税されます。  
※軽自動車税種別割に月割りでの課税・還付制度はありません。

### 各種手続きに関する問い合わせ先

車種	問い合わせ先
原動機付自転車 (125cc までのバイク) 小型特殊作業車 (農耕用・その他)	税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144 または各支所市民生活係
軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎ 050-3816-3080 広島市西区観音新町四丁目 13 番 13-4 号
軽二輪車 (125cc を超え 250cc までのバイク)	広島県軽自動車協会 ☎ 082-532-5507 広島市西区観音新町四丁目 13 番 13-3 号
二輪小型自動車 (250cc を超えるバイク)	中国運輸局広島運輸支局 ☎ 050-5540-2068 広島市西区観音新町四丁目 13 番 13-2 号

## 市県民税および所得税などの申告期限・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表1のとおり申告期限・納付期限を延長します。また、「口座振替」による納付の方は、表2のとおり延長となります。

税務課市民税係 ☎ 0824-73-1146  
庄原税務署 ☎ 0824-72-1001

(表1) 申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
市県民税	3月15日(月)	4月15日(木) (申告期限のみ)
申告所得税	3月15日(月)	4月15日(木)
個人事業者の消費税	3月31日(水)	
贈与税	3月15日(月)	

(表2) 口座振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	4月19日(月)	5月31日(月)
個人事業者の消費税	4月23日(金)	5月24日(月)

◎市県民税については、納付期限の延長はありません。

◎市役所での所得税の確定申告は3月15日(月)までとなります。3月16日(火)以降は税務署で申告をお願いします。

**3月は、介護保険料10期の納付月です。〔納期限 3月31日(水)〕**

◇「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

◇納付に困っていることがあれば、収納課または各支所市民生活係にご相談ください。



## 4月1日から いつでも！どこでも！ 市税をスマホで納付できます！！

収納課収納係 ☎ 0824-73-1511

### スマホ納付の対象

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税種別割
- 国民健康保険税（普通徴収）

※介護保険料・後期高齢者医療保険料などは、令和4年度以降に対応予定です。

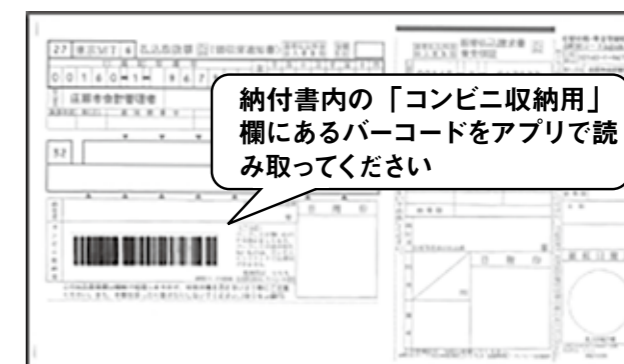


※対応アプリのQRコード（ホームページ）からアプリをインストールし、名前や生年月日、支払方法などを登録して使用。

### 納付方法

- ① 納付書に印字されているバーコードをアプリで読み取る。

〈納付書サンプル〉



※バーコードが印字されていない納付書は利用できません。



- ② アプリの画面表示に従って操作し、決済完了。  
※二重納付防止のため、決済後、納付書は破棄してください。

☆各アプリで支払い方法が異なりますので、詳細は各アプリのホームページでご確認ください。



- Q. 利用料はかかりますか？  
A. 各アプリの利用料は無料です。ただし、通信料は利用者負担となります。
- Q. 納付できているか確認したいのですが？  
A. アプリで納付履歴を確認できます。
- Q. 複数枚ある納付書の納付はどのようにしたらよいですか？  
A. 1枚ずつ決済を完了させてください。